

家計からみた家族関係
—家庭経済にみられるジェンダー、夫婦間の不平等性—

日時： 平成16年9月17日（金）18:30～20:30

講師： 御船美智子 教授

お茶の水女子大学生活科学部人間生活学科生活社会科学講座

専門分野

生活経済学、家庭経済学、ジェンダー論(大学院人間文化研究科)

生活に関わる経済問題、特に家計行動(消費、貯蓄、家計内生産など)を、家計内経済関係、家計と国民経済とのかかわりが研究対象。

若い女性対象のパネル調査や女性の資産形成についての調査を分析中。

略歴

お茶の水女子大学家政学研究科家庭経営学（修士）修了(1977)

一橋大学経済学研究科博士課程修了(1980)

共立女子大学を経てお茶の水女子大学、現在に至る

社会学術活動

内閣府国民生活審議会委員等多数

1. 序

ビジター3名を加えて16名と少人数でしたが、男性サラリーマンには馴染みの薄いテーマだったせい
か、熱心かつ率直な論議が続きました。

20:30からは場所を移して、御船先生にもご参加を頂き、各自の近況報告、講演に引き続いての論戦も
ありで、懇親の実を挙げる事が出来ました。

大学や研究者の間では、当たり前のこととして理解されているジェンダー概念を、熟年男性参加者に
どのように説明したらよいか、御船先生も困っておられるようにもお身受けしました。

以下、講演及び・論戦の概要を報告します。表現は「だ・である」調ですが、先生の話し振りは勿論
丁寧でした。

2. 今、家計は

本日の参加者の多くがサラリーマンで男性なので、最近の平均的家計の状況を紹介し、参加者各位の
日常生活の参考に供したい、として冒頭下記の報告があった。

国の統計として、家計調査が大正13年(1924年)から始まった。国勢調査は大正9年(1920年)に始
まっており、生活問題の中心に家計というものが位置付けられてきたことが分かる。

戦後の家計の推移は3つのステージがあると考えている。ステージ1は昭和42年(1967)までの時代で
ある。1967年にはTV普及率は97%に高まり、エンゲル係数が33%=1/3となった。「生活問題解決
の時代」と言える。

ステージ2は平成4年(1992年)までを言う、「標準生活実現の時代」と名付けたが、日本が高度成長
しピークを迎えた時であり、皆さんに実感頂けるだろう。1992年にエンゲル係数は初めて25%を割っ
た。エンゲル係数が1/3、1/4に到達する時点はそれなりに一つの時代の区切りをなす。因みに2003
年エンゲル係数は23.2%（全国・全世帯平均）であった。

1993年以降、ステージ3が進行中である。「生活創造」の時代とネイミングした。

1988年は、エポックな年であった。大正期に創刊(主婦の友、婦人倶楽部)された二誌と戦後直後創刊(主婦と生活、婦人生活)された二誌をあわせて、実益型総合婦人雑誌四誌時代が41年間続いたが、この年、婦人倶楽部が廃刊となり、時代は終焉した。生活が多様化し自分なりの生活課題を設定する時代となったことの代表的表象である。

ステージ3の時代の家計状況であるが、全世帯、消費支出が実質マイナスとなっている。一人当たりもマイナスあるいはそれ以前に比べ低い伸びとなっている。1998年からは名目支出もマイナスとなった。

図1は、消費支出の対前年増減率(全国・全世帯)の推移を示す。

1993年に実質支出がマイナスとなり、2002年、10年ぶりにプラス(0.3%)となったが、2003年またもマイナスに沈んだ。

最近の家計の変化は、図3,4を見るとさらに興味深い。実質可処分所得と平均消費性向には相関があることは直感的に理解されようが、平成14年の可処分所得は昭和63年とほぼ同じであるにも関わらず、消費性向は昭和63年に及ばない。図4は住宅ローン返済の有無によるその差を表すもので、ローン返済不要の世帯の消費支出は可処分所得が同じならほぼ同じであるが、ローン返済をしている世代は過年度対比消費支出が減少している。即ち、若い世代が消費生活を抑えており、巷の老人金持ち論を肯定した結果となっている。

3. 家計は家族のあり方と経済社会の変化の相互作用で構築される

家庭経済は家族の経済生活的切り口であるが、家計は家庭経済のうち貨幣に関わるものを言う。家計組織が変わって来た、特に家計の「個別化」の言で変化を代表されていることは皆さんの経験・耳にされることであろう。1980年代後半から「一世帯一家計論」について、現実の家計は本当にそうなのか、個計と共同家計が組み合わされているのではないかということが観察等々で言われて来た。家計経済研究所のプロジェクト(主査は慶應大学の樋口美雄先生)で推進されている消費生活のパネル調査研究は10年以上続いている。本日はその分析結果を中心に話をする。

家計が個別化していく時にいくつかの側面が見られるが、収入の増大が要因として大きい。共同支出、必需支出というものを賄う以上の収入があって共同家計への求心性が弱まっているということ。又、それと同時並行的に進んだ収入源泉の個人化もある。

支出を見ても、夫の食料費は夫の小遣いから外食が出ていき、教養娯楽費・貯蓄等かなりの部分が個計から出ていると言う印象がある。消費支出は個人の生活行動の増大が背後にあるので、食事の個別化、交際の個人化のような形で進んでくる。

共同性(伝統的規範)は弱まった。そのことから家計はどうあるべきかということではなく、資源管理や交渉・業績主義というもので家計が組織化されているというような状況になりつつあるのではないかと考えている。

4. 個計化が夫婦間の家族経済問題を可視化

4.1 家庭経済の構造・・・扶養は所与ではない

生活費は必ずかかる。収入を得られる人が、得られない人の生活費(共通生活費と個人の生活費に分けられる)を負担する「扶養の仕組」みはその骨格である。費用だけではなく分業・・・特にアンペイドワーク・・・どのような分業がなされているかが大いに問題である。

扶養は所与ではない。家計内の生活費の配分についての調査はイギリスが先行しているが、その端緒は世帯に金をいれない夫の問題(DV：ドメスティックバイオレンスを含む)からであった。世帯内不平等問題はイギリスの研究に触発された経緯がある。

4.2 家計にはパワーが介在する

家計は、稼得家族員が、共通生活費を賄うために収入を拠出し、収入のプールを行うことがあって初めて成立する。この受け皿・財布の存在、財布に入る収入、出て行く支出、財布に留まるストックすべてが家計である。

家計は家族が作るもので、拠出・配分・消費・貯蓄等、そこに金銭をめぐるコントロール・管理、即ち、政治(パワー)が介在する

4.3 夫婦間の家族経済の問題を個計化があぶり出し

収入が家族の共通生活費を賄うギリギリの水準で、すべてを拠出・共通生活費に配分されるレベルで問題は無い(ように見える)。消費が中心で、将来の最低限の共通生活費を賄う貯蓄にはコントロール・管理の選択権はない。

しかし、その中でも、特定個人の費目、特に稼得家族員の煙草・酒などは優先されており、家族が平等であったかどうかには矢張り問題はある。

個計化が論じられるということは、一家族一世帯一家計、その中で家族全員が共同生活をおくり、同じ生活水準にあるという前提を疑うべきことを示している。特に、1985年以降多様化の進行下、この傾向は顕在化した。

生活費が共同生活費に加えて個人生活費で構成されるレベルでは、生活費である限りその費用の帰属は明確であり、家族員間の格差は見出し易い。

貯蓄、特に預貯金は消費の繰り延べであり、名義として特定はするが、問題性は認識され難い。

しかし、フローの貯蓄が蓄積された金融資産所有や住宅ローンの返済による住宅所有の実質的な名義取得は、名義人に経済力を付与する。経済力はパワーである。

5. 調査結果から

次に、この問題を各種調査の結果から可視化してみる。3つの調査データから本日の話を構成している。

一つは、家計経済研究所が1993年10月(平成5年)から行っているパネル調査の分析結果である。パネル開始時点で満年齢24才から34才までの女性1,500人を対象とし、調査地域は全国に涉っているが、有配偶者のデータのみ抽出した。パネル調査は辞退しない限りその同一人を毎年調査をするもので、「パネル9」、「・・10」等と称してその結果を毎年発表している。サンプルの脱落により調査結果の信頼性は経年的に下がるが、統計手法を用いての検証によると、幸いサンプル脱落による影響は今までのところ有意ではない。本日のデータは「パネル1」から持ってきた。

二つ目は、東京女性財団のもので、対象は、東京都内、島嶼を除くところで、45才から65才の有配偶女性である。1997年1月に調査を行ったが、有配偶夫調査を同年10月に行っている。

三つ目は、家計経済研究所が1999年7月に行った核家族調査と呼ばれている調査である。首都圏30km圏在住で妻年令が35~44才を対象としている。

一番若いのがパネル調査、次が核家族調査、東京女性財団調査は、対象が年配であり、財産をある程度蓄積と思われる層である。フローの分析にパネル調査を、ストックの分析に核家族調査・東京女性財団調査を使用した。

5.1 主婦は大蔵大臣か？

図表 1,2 はパネル調査結果である。家族内経済関係を、収入の拠出・管理、支出の二側面を検討した。

図表 1 は収入の拠出・管理に基づいた家計組織の分類である。一番細かい分類で 16 タイプ、大きくは 7 タイプに分類される。「片働き」、「共働き」との表現を使用した。ニュアンスとしては「片稼ぎ」、「共稼ぎ」を本当は使用したい。

「手当タイプ」が約 11%ある。所謂、専業主婦世帯で、夫がこの金額で家計を賄いなさいというふう
に手当の形で渡すものを言う。

「委任・・・」は、これも専業主婦世帯で、僕の給料はこれだけだ、すべて君に任すからよろしくお願
いします、というものである。

共稼ぎでは、

「一体・・・」は両方の収入を合わせてそれを大体妻が管理する。

「扶養・・・」はパートの主婦に多いが、自分の収入は家計に入れないで自分のポケットに入れる。家
計そのものは夫の収入で賄う。

「拠出・・・」は夫・妻がそれぞれが共同の財布にお金をいれて、それを妻が管理する。

「支出分担・・・」はそもそも共同の財布を持たないで、それぞれの財布から共同の支出をしていく。

「夫管理・・・」はこれにも種々あるが、一括りとした。

パネル調査の対象者は、子供がまだ小さい段階なので専業主婦世帯が多くなる特徴があるが、共稼ぎ
世帯も結構多い。「手当」と「委任」が専業主婦世帯なのだが、中でも「委任」が全体の 45%と多い。
「手当」が少ないことは、家計の紐を主婦が握っていることを意味するが、専業主婦の中で 20%を
「手当」が占めるということは微妙なところで、私は、「日本の妻は、家計の財布の紐をすべて握っ
ているわけではない」ことを強調しておきたい。

夫が管理権を持っている割合はどの程度と評価すべきであろうか。共稼ぎの「夫管理」6.2%は自明と
して、片稼ぎの「手当」も夫の管理の力が強いと考えられ、これを加えると、大体 20%の世帯では夫
が家計を管理していると見るべきであろう。

本日は、資料の準備はないが家計組織の規定要因を見ると常識的ではあるがある傾向が見える。金融
機関に勤める男性とその妻の組み合わせは専業主婦世帯でしかも「手当タイプ」になる傾向が顕著で
ある。夫の年収が多いことがその要因であろう。夫の勤務先が 4 人以下の規模の場合「夫管理」が多
くなり、夫の年収が少ない場合、ほとんど共稼ぎで、「一体」「夫管理」が多くなる。「拠出」・
「支出分担」は妻の収入にかかわるようだ。パートでは「一体」「扶養」が多く、常勤では「拠
出」・「支出分担」が多く、妻の年収が多くなると「支出分担」が増加する。

図表2 家計組織タイプ別実数と割合、個人別収入、収入からの拋出割合、生活費・支出・働いた時間・貨幣収入・合計収入の夫妻間格差

	実数	割合 %	手取り収入		収入からの 拋出割合		夫婦間格差 (夫=100)					
			夫	妻	夫	妻	生活費	支出	働き時間	貨幣収入	合計収入	
片働き タイプ	手当タイプ	110	11.0	26.7	0.0	56.9	—	49.0	48.0	93.3	0.0	58.1
	委任タイプ	454	45.3	27.1	0.0	86.8	—	26.6	30.9	99.2	0.0	59.8
共働き タイプ	一体タイプ	179	17.9	23.2	9.4	84.5	91.6	33.8	42.5	105.5	40.5	74.0
	扶養タイプ	83	8.3	24.2	8.9	80.7	0.0	42.7	55.1	101.0	36.8	68.4
	拋出タイプ	61	6.1	21.1	12.8	60.0	75.2	73.5	77.9	109.6	60.7	91.3
	支出分担タイプ	27	2.7	22.1	14.7	33.7	49.9	76.1	78.4	123.7	66.5	91.2
	夫管理タイプ	62	6.2	21.0	12.0	100.0	29.6	39.7	48.1	113.5	57.1	98.2
	その他	26	2.6	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	合計	1002	100.0	25.3	9.9	—	—	36.5	42.5	102.0	39.1	81.8

注： 支出＝生活費＋貯蓄

資料出 御船美智子「家計内経済関係と夫婦間格差——貨幣と働く時間をめぐって」『季刊家計経済研究所： 究』26号、1995年、66～67頁から一部計算を追加

家計経済研究所「消費生活に関するパネル調査（第1年度）」の有配偶者

そういう家計組織類型別に支出格差を表すのが図表2であり、これが本日のメインのテーマである。表左半は家計収入と管理額を対応させたもので、右半は支出の帰属と収入の帰属を細かく見た結果である。

家計(貨幣)収入は片稼ぎが最も多く、以下扶養、一体、支出分担と続き拋出と夫管理が最も少ない。夫の収入から共通の財布に入れる額は、委任と一体が85%前後で最も多く、扶養で80%、支出分担では、30%に過ぎない。拋出割合によりタイプを特定していることもあり、この傾向は当たり前ではあるが、妻の収入が少ないにも係らず拋出割合は夫より多い傾向が顕著である。支出分担タイプでは、妻の収入が夫の2/3に過ぎないにも関わらず、夫と妻はほぼ同額を共通の財布に入れている。

支出は、誰のための支出ですかと聞いた結果を示している。「生活費」と、生活費と貯蓄を合わせた「支出」を対象とした。ローンの扱いはこの時点では夫と妻の共通支出と扱ったが、夫のローンを妻のパートで支払っている例も多く、本来はこれも帰属をはっきりすべきであった。ここで言えるのは、支出の夫婦間格差は委任タイプで最も大きいということだ。夫の30%しか支出していない。一体タイプでも40%と少なく、収入があっても一体タイプは貨幣収入格差がそのまま反映されて大きな格差を生じている。これには、子供の影響もあるかもしれない。夫管理が強い「手当」「夫管理」では、夫の支出が抑制されないにも関わらず、妻が管理を委任されている「一体」「委任」では妻が我慢するということが明らかに出ている。格差が少ないのは「拋出」「支出分担」であるがそれでも夫の80%である。「家計は共同」とはよく言われるが、貨幣収入の少ないものは、多く稼いで来る者よりも生活費も貯蓄も多くは出来ない、ということを示している。

右半の合計収入はアンペイドワークを時給換算をして収入とみなした。時給の設定が低いので労働時間102に対し合計収入は82と低くなっている。収入と支出を対比させて見て欲しい。「手当」では、妻は夫の58%の収入を得ているが支出は夫の48%に過ぎない。すべての類型で、収入の割に妻は夫に

比べて配分支出が少なく、経済的に不利を被っている。この配分差の大きいのが「夫管理」「一体」「委任」であり、家計を任された場合にそれが顕著であることには注目が必要である。

パネル調査からの結論は

- ◆アンペイドワークの働きは、家庭経済上の支出格差を幾分是正はするが作用は小さく格差は放置される
- ◆妻が一手に管理することが、むしろ妻の支出を抑える作用
- ◆夫が管理することも妻の支出を低く抑える作用
- ◆家庭内でも貨幣収入の大きさが個人の支出に強く作用する
- ◆対社会的な意味だけでなく、貨幣収入が家庭内でのパワーである

5.2 「妻の経済的貢献＝約52%」は夫と妻共通の認識だが妻の名義資産割合は約29%

図表3,4は東京女性財団の調査結果である。図表3は資産の合計額別に資産の内容種類別の名義を調べたものである。不動産が最も端的であるが、夫名義の不動産のある人が62%に対して、23.6%の妻しか不動産を所有していない。この時の、夫妻の名義比率は7.1:2.9である。首都圏妻34~44才の核家族調査では、同じ定義で妻資産名義は25%と東京女性財団調査より小さい。有価証券も夫と妻の差が大きい。定期預金・生命保険では差が少なくなっている。近年この差が更に少なくなっていると言われている。まず夫の資産形成をしてから、次に妻名義資産を形成していることがみてとれる。

図表3 資産合計額別、資産の種類別、妻名義・夫名義資産がある場合

資産合計額	実数	持っている人の割合 (%)							
		定期預貯金		有価証券		生命保険		不動産	
		妻	夫	妻	夫	妻	夫	妻	夫
300万円未満	24	25.0	33.3	0.0	4.2	20.8	50.0	8.3	12.5
300~3000万円	155	62.2	74.1	4.4	13.3	48.1	63.0	8.1	36.3
3000~5000万円	67	83.3	87.9	11.1	24.2	74.1	84.8	22.2	84.8
5000万円以上	167	72.5	80.8	29.3	49.7	59.3	77.2	43.7	88.0
全体	457	62.6	74.5	14.7	27.6	50.5	59.8	23.6	62.1

資料出所：東京女性財団『財産・共同性・ジェンダー—女性と財産に関する研究』

図表4は家計への貢献度合いと資産名義の割合を比較したものである。今専業主婦をしていても、以前専業主婦ではなかったかもしれないので、今までの収入や家計費負担の累積を指標にしている。平均累積収入割合の占める累計家計費負担割合は約82% (別調査では92%とのデータもある)であり、妻の収入は家計に入らないとよく言われるが、多くない収入の中で結構入れている。累積家計費負担割合、累計収入割合の最多

図表4 累積家計費負担割合別 累積収入割合、累積家事割合、貢献割合、名義資産割合

妻累計家計費負担割合	人数割合 (%)	平均累積収入割合	平均累積家事割合	貢献割合	平均名義資産割合
	%	割	割	割	割
0割	39.4	0.9	9.0	4.8	2.3
1~3割	40.3	2.4	8.6	5.1	3.0
4~5割	10.7	4.0	8.0	6.2	4.1
6割以上	4.6	4.4	7.9	6.5	4.0

資料出所：東京女性財団『財産・共同性・ジェンダー—女性と財産に関する研究』

帯は1~3割の負担をしている層であり、名義率29%とほぼマッチしているように見える。しかし、平均で8.7となる妻の累積家事割合からすると29%という名義率はかなり低い。それを裏付けるデータとして資産形成の貢献割合の調査結果がある。貢献割合の平均値は5.2割であり29%とは乖離がある。これは妻の評価であるが、夫の評価も同等又はそれ以上であった。東京女性財団調査では、夫は(平均にて)妻の貢献度は5.5割と考えている。核家族調査では偶々偶然かもしれないが、夫・妻とも妻の貢献割合を5.2割と考えている。この5.2割という値は世代を通して普遍的な値のようだ。名義資産割合は随分と抑えられていることは間違いない。

資産は結婚後の収入によるものばかりではなく、結婚前にもっていた資産及び結婚後の相続によっても形成される。資産形成調査結果では、この相続・結婚前資産も夫の方が大きい。結婚後の収入による資産形成が70%(そのうち約80%が夫収入起因、20%が妻収入起因)、相続・結婚前資産形成が30%(65%が夫、35%が妻)である。別の整理をすると、夫形成資産75%、妻形成資産25%となるが、先ほどの妻資産29%との差4%は夫からの贈与であり、多くはない。妻の貢献を認めつつも、これが実態である。因みに夫から妻への贈与を経験した妻は19%いた。

5.3 名義を分けることに意味はあるのか

名義を分けることに意味はあるのかについて、「意味はない」と見ている人は多い。

夫名義資産に対し、55%の妻は「夫婦のものなので自分も使う権利がある」(共同帰属、共同使用)と考えており、31%の妻は「夫のものだが自分も使う権利がある」(個人帰属、共同使用)と考えている、両者合わせて、86%の妻は共同使用権意識をもっている。

不思議なことに、これが夫になるとさらにその傾向は強い。共同帰属・共同使用67%、個人帰属・共同使用28%と合計94%の夫は自分名義の資産に対して妻以上に共同帰属・共同使用意識が高い。

名義を分けることに意味はないと見ている人は多い。

韓国・中国でも同様な調査をしており、その分析を急ぎ日本との比較をしてみたい。

しからは、夫名義の資産の処分に妻はどう関与しているのであろうか。

妻調査では夫による自由処分30%、相談処分56%、夫調査ではそれぞれ24%、64%であり、ここでも夫の方が妻の権利を妻が考えるより大きく認めている。

しかし、資産が清算されるべき時には共同意識が壊れているので、内の論理が貫徹されず問題化することになる。

名義に対しての意識調査でも、「実質的な意味をもつので重要」と考える重視派、「形式的だからこだわらない」軽視派を比較すると、軽視派が多く、しかも夫の方がその傾向が多い。名義を軽視することが名義資産格差を問題にしない素地となっている。

夫はどんな調査を見ても、非常に共同意識が高い。たくさん持っている人が「共同だみんなのものだよ」と言っても、最後には自分のものだと言うふうに言えるのだから、これを信じていいのか疑問に思っている。夫妻間清算の時には、名義威力が発揮されるから通常の家族の共同性とは別の次元で整えるべきであろう。

6. 家庭経済とジェンダー

6.1 調査結果から言えること

- ◆現代家族内部においても貨幣収入は、主として個人の支出を規定している

- ◆アンペイドワークの経済貢献は、ある程度貨幣収入による格差是正している
- ◆やはり妻支出は相対的に少ない。特に家計管理責任を負っている場合、妻の支出は抑制される
- ◆収入格差が、支出格差に、そして資産格差に蓄積される
- ◆しかるに、共同的な妻管理、共同性意識により格差や不平等が、問題として意識化されていない
- ◆家計の共同性が維持できない状態、個人が何らかの経済的な主張をすれば問題が顕在化する

6.2 江戸の母は強かった

- ◆「共同性」「妻の管理」、妻の支出抑制、資産の少なさなどの現象は近代以降発生した
- ◆最近の研究では、江戸時代の武家女性は、小遣いもしっかり貰っている。「さんざん小遣いを使っているのは、当主を産み、嫡子を産み、母となった女たちである」（磯田道史）
- ◆夫と妻の財産は明確に分離
- ◆妻とは刺し身の「ツマ」の意もある。言いえ、妙か！

7. 課題

- ◆女性の経済的地位についての「常識」を疑い、女性の働き方、家庭経済も含めて、要再検討
- ◆所与とされる家計、家庭経済、家族の共同性
- ◆個人の経済と家庭経済の相互作用のありかた
- ◆日本のツマの管理をパワーであるとする議論、管理とパワーの関係プロセス実態検証の必要

8. 論議

活発な意見交換が続きました。主な論議を紹介します。

A、B・・・は参加者からの発言、御船は先生のご見解です。

8.1 夫婦の資産のことを意識してこなかった我が身を反省

[A]：共働きの我が家では、通常的生活費は夫が負担して、車の購入や、家のローンをまとめて返すときなど、家計への貢献度をアピールし易い機会に私の稼ぎを放出しています。実際、私の貢献度は大きいと思うのですが、名義に関しては何も考えずに夫のものにしたり、あるいは夫分の比率を大きくしたりすることが多いことに気がつきました。夫婦がうまくいっている時は問題ないのですが、うまくいなくなるときに不利な立場になってしまうのではないかと思います。御船先生の話を知って、今まで夫婦の資産のことなど、あまり意識してこなかったと反省しています。

8.2 制度はある。妻が活用することで問題解決するのではないか

[B]：離婚裁判では、資産形成に関して妻の貢献が認められる例が多い。資産の名義ひいては配分が不平等であれば妻が裁判所にキチンと申し立てをすることで解決するのではないか。現在の制度を利用することで救済出来るのではないか。

[御船]：法律的には可能である。日本には夫婦財産契約という制度が本当はあるのだが、ほとんど使われていない。

キチンと手続きして早く別れたいが、交渉ができないというのが現実です。もともと離婚の前には家計の共同性は破綻していて、家計として拠出してないという人たちがいます。使ってしまうわけですから、財産分与請求しても払えないという夫の問題があります。そういう問題が一方であって、制度的には夫婦別産制、さらに夫婦財産契約はほとんど使われてないという部分がある。要するに法律行為まで持っていくのはなかなか大変で、もっていった場合でも資産形成貢献度を長期詳細に検討され、やった結果として1/2 貰えるのは非常にラッキーな例外ほど少ない。実態は協議離婚がほとんどとなっています。

又、弱まったと言っても伝統的規範「妻にとっては貨幣と愛は対立する概念」は極めて根深く、「妻が結婚生活を維持しながら資産形成に動くともう離婚だよ」という考え方はかなり普遍的なものと理解されている。泣き寝入りをするのはバカだが、せざるを得ないのが現況です。

8.3 「二人で築いた資産を折半」全く当然のことである

[C]：現在の資産は夫婦二人で築いたものでそれを 50:50 に分けることに何の疑念も無い。夫がつべこべ言うのはおかしい。但し、妻がそのことに有り難うとは言ってくれないが。

[D]：必ずしもそうとも言えない。ローン返済等帰属のハッキリした支出の存在は財産の機械的折半には馴染まない。

[御船]：日本の夫は不思議なことに「財産に関する共同性」を信じているところがある。調査で併用した自由記述は本人の意図せざる本音が滲み出ることがあり、興味深い。財産の帰属に関して「僕が死んだら君のものだよ」の記述は、「僕のものだよ」と言っていることに他ならない。二人のものと認識している人が多いにも関わらず、財産分与の場で実現しないのも当然である。

[E]：日本は夫婦別産制である。相続の場合、名義変更時の税負担はある条件を満たせば実害はない。夫婦関係が実在する時に名義変更するには贈与しかないが、贈与税は大きい。

離婚の場合、20～30年程度の夫婦期間があれば50%を分与される判例も多い。機械的に半分が良いとの論もあるが別産制度とは矛盾する。

別産制度は日本昔からの制度ではなく戦後米国の指導によるものである。税制検討課題の一つに年金を切り口にジェンダーフリー概念の具体化がある。別産制についても改訂の可能性もある。

8.4 子供の小遣いを決める妻は大蔵大臣と思うが

[F]：多くの家庭では、財布は妻が握っており、子供の小遣いも妻が決めている。大蔵大臣とは言えないのか

[御船]：管理とコントロールは違う。家計費をコントロールしている人が戦略的に資源を活用できる立場にはある。コントロールすることは家族内でのパワーの源泉とはなるが、家計を管理している人が必ずしも金の戦略的コントロールをしているとは限らない。日本の管理は、日常のお金の出し入れ・作業をしているレベルで、そこを変えていかねばならぬと考えている。

8.5 少子化、若い夫婦の家事共同作業等、直近の事情は10年前とは家庭経済状況が少し異なるのではないかと考えるが

[G] : 最近の少子化は家庭経済のたたずまいに大きな影響を及ぼすのではないかと。

[H] : 最近若い人と飲むと「妻が財布を握って」とか「夫が家事労働をする」等の話題が出る。我々ベテラン夫婦の話が今日の話しだとすると、これから調査をすると、今日の話とまた違った傾向が出るのではないかと。

[御船] : 正しく子供の存在は家庭経済を左右する大きい影響力がある。パネル調査はここ近10年の継続調査であり、この間に少子化の傾向が激変しているわけではないので少子化の影響と判断される徴候はない。又、このパネル調査は若い世代が対象で、未婚女性も多く存在しており、子供の影響もとらえられる。

子供がいない段階は確かに割合平等であるものが、子供が生まれると急に格差が拡大する。共稼ぎが、勤めをやめる、あるいはパートにせざるを得ない。結果として、家事労働が一举に妻に移る。ますます働けなくなる。この循環により、家計のパワーバランスは大きく変動する。

経済的余裕度をラフに試算してみると、未婚親同居の余裕度を100とすると、未婚親別居68、結婚無子55、有子31と余裕度は低下する。スケッチとしてはラフ過ぎるが、こういう状況は子供を産むことにタメライをもたせるものである。

「子供を夫も育てる」ことは解決の一つではあるが、現実的ではない。アンペイドワークをどのように評価するかに戻って来る。妻の愛情に荷を背負わせるだけでなく、経済的な貢献をキッチンと評価し、それを財産の配分にもつなげるべきだ、というのが私の主張だが、具体的な施策は模索中である。

8.6 欧米の事例は参考になるのではないかと

[I] : 韓国・中国にて家族経済問題を調査・研究されるとの話があったが、欧米の事例は参考にならないかと。

[御船] : 家族関係を律する規範のベースとなる文化・宗教が異なり、収入など経済要因以外の他の要素も考える必要がある。韓国・中国には共通の土壌があると考えられ、分析結果には知的興味を持つと同時に日本の施策に参考となるものが得られるのではないかと期待している。そうは言っても、中国は共稼ぎが常態であり、日本とは異なっている。

ドイツは、結婚前も含めた財産を二分割することを初めとして財産の分割に数種類のオプションを持つ夫婦財産契約を結婚前に交わすらしい。英国での女性の資産について、これも家計経済研究所のプロジェクト（主査は日本女子大学の岩田正美先生）で調査中である。

8.7 アンペイドワークの評価に用いた単価は何か

[J] : アンペイドワークの貨幣評価に用いた単価は何か

[御船] : パート労働者の単価を使用した。夫の家事労働の評価にも同じ数値を用いており、バイアスは少ないものと判断している。他の単価を使用しても評価・結果には大きな影響を与えない。

[B] : 単価としては低いのではないかと。資産形成貢献度を上げるには単価を適正レベルに上げることが必要である。

[K] : 過去アンペイドワークの評価は何例かあり、三和銀行は年間273万円と発表したことがある。

8.9 御船先生の考える家族関係に関する具体的目標は何

[B] : 今後の課題について、御船先生は家族関係をどういう方向へもって行きたいのか

[御船] : 課題の具体化につけるが、特に、次ぎの3点を具体的事例として挙げたい。

1)財産は別産制が良い。真の意味で実現させたい。

2)そのためには、働いた分はキッチンと資産形成する。妻の収入からのローン返済見合い分は余り異論もないであろうから、まずこれを妻の資産とすることは徹底させたい。

3)家計の管理責任は妻とするが、妻の資産の取崩しは止めたい。

8.10 我が家は支出分担タイプであるが幸せな結婚生活である

[M] : 我が家は共稼ぎで、支出分担タイプに近いが、永く生活を共にして来て妻として特段の不都合を感じてはいない。むしろうまく行っているのではないかと感じている。

[御船] : 個々のタイプが良い悪いということではなく、層別することにより問題が見えて来る。その問題も平均的なものであることには留意して欲しい。蛇足だが、支出分担タイプでは妻が他のタイプに比べ強いパワーを持っているが、ストレスをため勝ちなタイプでもある。

結婚して意気揚々と大蔵大臣を務めようとしたら、夫が給料を全額入れてくれないことがショックだったというのは結構ある話で、相互の信頼関係にまで発展し清算に至った例もある。管理したい妻がさせて貰えないと結構ストレスになる。また、管理したくない妻が管理するという場合もストレスになる。管理を含めて家計組織の有りかたは、夫婦の話し合いによるのがよい。

(文責 北山) 以上

[月例会報告目次へ](#) [NMCトップへ](#)